

## 第 4 章 資料編



## 成果指標一覧

### 基本方針1 住民サービスの更なる向上

#### 1-1 消防体制の充実強化

指標名	現在値	目標値(10年経過)
災害における事案収束時間の短縮	2.9 時間	2.5 時間以下
出動時における労働災害件数の減少	1 件	0 件
専用住宅火災（半焼以上）の現場到着から鎮圧までの早期終息	平均 64 分	平均 50 分以下
高度救助隊の設置検討	設置なし	設置・運用
消防訓練時のミニ講座開催率	0%	70%以上

#### 1-2 救急体制の充実強化

指標名	現在値	目標値(10年経過)
複数救急救命士の乗車率	70%	100%
気管挿管救急救命士の乗車率	50%未満	100%
現場滞在時間の短縮	14.0 分	13.0 分以下
全救急車への ICT 端末の整備率	0%	100%
外国人に対する現場滞在時間の短縮	約 16 分	約 14 分以下
バイスタンダーによる心肺蘇生実施率	59%	70%以上
各種救命講習会への参加人数	9,100 人	11,000 人以上
救急車の適正利用による救急出場件数の増加抑制	12,093 件	14,000 件以下 (推計値 4%減)
救急隊に対する予防接種実施率	25%	100%

1-3 防火安全対策の推進

指標名	現在値	目標値(10年経過)
出火率(人口1万人あたりの火災件数)	3.0% (過去5年間の平均値)	2.5%以下
建物火災における「類似火災」の低減 ※発火源が「こんろ」で、「放置する、忘れる」等の経過による火災	20%	10%以下
火災による死傷者の発生	10人	0人
消防法令適合率 (消防用設備等点検及び防火管理者選任率)	68.3%	91.5%以上
火災原因に占める放火等の割合 ※放火等…放火、放火の疑い	19% (過去5年平均)	13%以下

1-4 大規模災害への対応力強化

指標名	現在値	目標値(10年経過)
災害対策マネジメント担当職員の育成	0人	20人以上
緊急消防援助隊派遣職員の養成	0人	50人以上
震災対応特殊車両小隊の定期訓練実施率	30%	100%
大規模災害に備えた情報共有化整備事業の実施率	30%	80%以上
災害対応用通信機器の整備	0%	導入率100%

## 基本方針2 消防を支える組織体制の強化

## 2-1 施設・設備の充実強化と効率化

指標名	現在値	目標値(10年経過)
車両購入費及び維持管理費の削減	基準値	削減率8%以上
特定地域における現場直近到着率の向上 ※道路狭隘や消防水利が不足する等の地域特性を有する地域	基準値	50%向上
訓練を含み災害対応活動に伴う公務災害の防止	3件	0件
指令システムの整備等の進捗状況	現システム稼働	次期システム部分更新準備

## 2-2 人材育成の推進

指標名	現在値	目標値(10年経過)
年間研修受講者数 (消防学校、消防大学校、市町村振興協会)	81名	90名以上
建物火災で出火原因を「不明」とする割合の減少	16.6%	8.3%以下
通信マニュアルの整備	未策定	更新
予防技術資格者の配置率	36.1%	60%以上

## 2-3 関係機関との連携強化

指標名	現在値	目標値(10年経過)
構成市町との協議の場	年3回程度	年3回以上

基本方針3 組合運営を支える組織マネジメント

3-1 将来を見据えた消防体制の検討

指標名	現在値	目標値(10年経過)
定員適正化計画の策定	策定なし	次期策定計画の準備
フェーズ2への組織体制の評価・在り方検討	検討開始	フェーズ2での組織体制の評価・今後の在り方を検討
部隊配置計画の策定	策定なし	フェーズ2での組織体制の評価・今後の在り方に基づく部隊配置を検討
部隊運用計画の策定	策定なし	フェーズ2での部隊運用の評価・今後の在り方に基づく部隊配置を検討

3-2 消防施設の長寿命化

指標名	現在値	目標値(10年経過)
庁舎長寿命化事業の実施	なし	個別計画に基づく各署所の長寿命化のための大規模改修

3-3 財政基盤の安定化

指標名	現在値	目標値(10年経過)
財政計画の作成	50% (3年短期計画の作成)	100% (10年計画と3年短期計画の作成)

## パブリックコメントの概要

## 1 意見募集期間等

項目	内容
期間	令和2年1月22日（水）～同年2月4日（火）
担当課	組合事務局総務課
意見数	提出数 1通

## 2 意見の内容

項目	件数
1 計画の趣旨に関する意見	2件
2 現状分析と将来予測に関する意見	2件
合計	4件

備考 一人で複数の意見を提出された場合は提出数とは一致しません。

## 3 提出された意見に対する尾三消防組合の考え方

提出された意見と、意見に対する当組合の考え方をお示しします。

意見	組合の考え方
<p>計画の期間を令和元年度から令和10年度までの10年間としていますが、令和元年度は残すところ2か月ほどしか残っていないのに、令和元年度からの計画としてよいものなのか疑問が残ります。令和2年度から令和11年度までの10年間とすることはできないのでしょうか。</p> <p>第7次の整備計画から空白期間がないようにするという事かもしれませんが、そうであるならば、令和元年度については、本計画初年度としての検証がなされるということでしょうか。</p>	<p>第8次消防力整備計画計画の策定は、広域化初年度となる平成30年度当初から開始し、年度内の完成を目指しましたが、広域化後の事務処理状況を含めた将来消防需要の把握、それに対応した体制の在り方等を計画に反映すべきと考え、令和元年度を含む2年間を策定期間としました。</p> <p>計画期間を令和元年度からの10年間とすることは、ご意見のとおり直前の整備計画（第7次）から、消防広域化を挟み、空白期間なく引き継ぐことと、策定期間中となる令和元年度については、広域化協議により策定された「広域消防運営計画」と、併せて策定された、当面の消防運営に係る行動指針となる「基本構想」を運営根拠としていること、特に基本構想については、第8次消防力整備計画の骨子として位置付けていること等から、令和元年度の運営方針及び取組内容と計画案に乖離が無く、計画初年度として、計画案に基づく検証評価を行うためです。</p>

<p>計画中期（令和4年度）の時点で、計画初年度からの3年間の実績をもとに検証・評価を行うこととされていますが、7ページに示された図では、★印が年度末に近いところに描かれ、点線で囲まれた期間は令和5年度の前半までを含んでいることは、本文と一致していないと思います。また、1.で書いたように、本計画は実質的には令和2年度から取り組むことになるので、2年度、3年度、4年度の実績をもとに検証・評価した方がよいと思います。さらに、今回の案では、フェーズ1・フェーズ2とわざわざ名称を付けて前期後期を分けて考えるのであれば、フェーズ1の最終年度である令和5年度の1年間にそれまでの実績をもとに検証・評価することとした方がよいと考えます。特に、組合議会議員の任期も考慮して考えると、案で示されている点線で囲まれた期間は途中で議員が変わる期間になるので、そういうことから令和5年度を検証・評価する年とした方がよいと思います。</p>	<p>現在のところ、今後の消防需要を鑑み、令和6年度を境に計画期間を大きく2つのフェーズに分けて重点取組の方向性を検討する趣旨から、令和元年度からの3年間の実績を令和4年度を中心に検証、評価、新たな方向性をまとめたいと考えています。</p> <p>更に、令和5年度前半を含めているのは、新たな方向性に基づく各種取組の整理期間とし、必要に応じて、この時期に策定する令和6年度を含むアクションプラン（実施計画）に位置付けるためです。</p>
<p>36ページの図2.2の年齢階級別の将来人口推計は、75歳以上についても色分けして示したほうがよいと考えます。その理由は、尾三消防組合管内の長久手市、日進市は急激に人口が増加したことから、今後急激に高齢化それも後期高齢者の割合が増加することが見込まれるからです。前期高齢者に対して後期高齢者の救急搬送の割合が高いことは周知の事実であることから、可能であるなら75歳以上の将来人口推計がわかるように示してほしいと思います。</p>	<p>図2.2の年齢階級（3区分）別の将来推計人口については、図2.6の年齢階級（3区分）別の救急搬送人員の将来推計とともに、30年間の推計値であることから、標準的な生産年齢人口を基にした3区分としています。</p>

<p>消防力整備計画の中で触れることは難しいかもしれませんが、在宅医療、在宅介護が多くなっていく今後は、容体が急変したときに救急車を呼ぶのではなく、かかりつけ医を呼ぶのが当たり前になっていかなければならないと考えます。そのためには、アドバンスケアプランニングの取り組みをもっと進めていく必要があると思います。救急車を呼ぶことを現状よりも減らしていかなければ、救急車の数をさらに増やさなければならなくなると思うからです。根本的な問題について、消防力整備計画の中で少しでも触れられれば触れていただきたいです。</p>	<p>ご意見のとおり、救急業務の円滑な実施と質の向上を図るため、今後、消防機関には、地域包括ケアシステムやアドバンスケアプランニングに関する議論の場への参画が求められます。</p> <p>上記については、計画案の第2章、2、(2)、イ、(ア)に記載のとおり、救急体制の充実強化に係る総合的な対策に含まれるものと考えています。これを受け、第3章、重点取組事項2-3、関係機関との連携強化において、消防救急業務に係る福祉分野との連携協力に係る取組を計画しています。</p>
--	--

## 消防車両等の整備について

消防広域化の効果を踏まえ、第8次消防力整備計画期間中における消防車両等の整備についての基本的な考え方は、次のとおりとします。

### 1 基本的な考え方

- (1) 住民サービスの水準を維持した重複車両の削減
- (2) 緒元、性能の平準化
- (3) 使用期限に基づく計画的な更新
- (4) 消防力の整備指針の遵守努力

### 2 車種別の整備の考え方

#### (1) 消防ポンプ自動車（タンク車・ポンプ車・化学車）

各所属に消防ポンプ自動車を配置します。

車両 所属	令和元年度	令和10年度
特別消防隊	化学車Ⅱ(1,500ℓ・CAFS)	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">}</div> <div>                     タンク車Ⅰ-A(1,500ℓ) 5台                      タンク車Ⅰ-A(1,500ℓ・救助・CAFS) 3台                       タンク車Ⅱ(2,000ℓ) 2台                       化学車Ⅱ(1,500ℓ・CAFS)                      化学車Ⅱ(1,500ℓ)                       ポンプ車CD-I(800ℓ)                      ポンプ車CD-I(600ℓ・CAFS)                 </div> </div>
日進消防署	タンク車Ⅰ-A(1,500ℓ・救助)	
	タンク車Ⅰ-A(1,500ℓ・救助)	
西出張所	タンク車Ⅰ-A(1,500ℓ・救助)	
みよし消防署	タンク車Ⅰ-A(1,500ℓ・救助・CAFS)	
	タンク車Ⅰ-A(1,500ℓ・救助)	
南出張所	タンク車Ⅰ-A(1,500ℓ・救助)	
東郷消防署	タンク車Ⅰ-A(1,500ℓ)	
	タンク車Ⅰ-A(1,500ℓ・救助)	
豊明消防署	タンク車Ⅱ(2000ℓ)	
	ポンプ車(800ℓ)	
	ポンプ車(水なし)	
	化学車Ⅱ(1,500ℓ)	
南部出張所	タンク車Ⅰ-A(1,500ℓ)	
長久手消防署	タンク車Ⅰ-A(1,500ℓ・救助・CAFS)	
	タンク車Ⅰ-A(1,500ℓ)	
	ポンプ車CD-I(600ℓ・CAFS)	
合計	17台	14台
備考 ○○○ℓ…車載できる水量 救助…ウィンチ装備 CAFS…消火薬剤を混合した水を圧縮空気で膨張させて放出する消火システム		

消防活動の主力となるタンク車・ポンプ車・化学車については、広域化前に各消防本部で保有していた台数から削減し、各消防署 2 台、特別消防隊及び出張所は各 1 台の配置を基本とします。

タンク車は、各消防署に水を 1,500ℓ積載したⅠ-A型を配置し、特に、救助工作車を配備していない消防署の1号車（主力車両）は、ウィンチ、油圧救助器具等を装備した救助タンク車を配置します。

西及び南出張所には、水 2,000ℓを積載したⅡ型を配置します。

長久手消防署 2号車及び豊明南部出張所 1号車は、狭隘地域が多い地域性に配慮し、小型のポンプ車CD-I型（広域化前の整備車両）を配置します。

化学車（水 1,500ℓ・消火薬剤 500ℓ積載）2台は、整備計画における運用効果の評価を基本に、管内の危険物施設の分布や運用体制等に留意のうえ適正配置します。

#### タンク車・ポンプ車・化学車の装備例



タンク車（1,500ℓ・救助・CAFS）



タンク車（1,500ℓ・救助）



化学車（1500ℓ・CAFS）



ポンプ車（800ℓ・CAFS）

(2) はしご車等

消防署にはしご車等を配置します。

年度 所属	令和元年度	令和10年度
日進消防署	30mはしご車	30mはしご車(2台) 40mはしご車 多目的高所救助車 高所救助車
みよし消防署	30mはしご車	
東郷消防署	高所救助車	
豊明消防署	40mはしご車	
長久手消防署	21m屈折はしご車	
合計	はしご車4台・救助車1台	はしご車3台・救助車2台

はしご車の価格は、1台概ね2億数千万円です。また、購入から7年目、以後5年毎にはしご車の安全基準によるオーバーホール（分解整備）約4千万円が必要となります。

整備計画における運用効果の評価を踏まえ、将来的には大型はしご車の台数を削減し、新たに多目的高所救助車（消火・救助が可能な車両）を配置します。

はしご車の装備例



30m級はしご車



21m級屈折はしご車



40m級はしご車



高所救助車



多目的高所救助車

### (3) 救助工作車

消防署等に救助工作車を配置します。

年度 所属	令和元年度	令和10年度
特別消防隊	Ⅲ型シャシ救助工作車	Ⅲ型救助工作車(震災救助資機材含む) Ⅱ型救助工作車 Ⅱ型救助工作車
日進消防署		
みよし消防署		
東郷消防署		
豊明消防署	Ⅱ型シャシ救助工作車	
長久手消防署	Ⅲ型シャシ救助工作車	
合計	3台	

救助隊については、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」により消防署に救助工作車1台と隊員5名で編成する救助隊を配置することと定められています。しかし、人員配置面及び財政面から5台の車両を整備することは困難です。

このことから、前後牽引ウィンチ、2.9t吊クレーン、発電照明装置、震災等に対応できる高度救助資機材を搭載したⅢ型救助工作車を1台、高速道路や幹線道路、鉄道など交通状況、都市化によるテロ等の危険性を鑑み、ウィンチ、クレーン、発電照明装置、基本救助資機材を搭載したⅡ型救助工作車2台を配置します。

整備計画における運用効果の評価を基本に、運用体制等に留意のうえ適正配置します。

#### 救助工作車の装備例



Ⅲ型救助工作車イメージ



Ⅱ型救助工作車イメージ

(4) 救急車

各所属に救急車を下表のとおり配置します。

車両 所属	令和元年度			令和10年度	
	号車	装備		号車	装備
特別消防隊	1	高度救命処置用資機材	→	1	高度救命処置用資機材
	2	非常用(予備)	→	2	非常用(予備)
日進消防署	1	高度救命処置用資機材	→	1	高度救命処置用資機材
	2	高度救命処置用資機材	→	2	高度救命処置用資機材
西出張所	1	高度救命処置用資機材	→	1	高度救命処置用資機材
みよし消防署	1	高度救命処置用資機材	→	1	高度救命処置用資機材
南出張所	1	高度救命処置用資機材	→	1	高度救命処置用資機材
東郷消防署	1	高度救命処置用資機材	→	1	高度救命処置用資機材
豊明消防署	1	高度救命処置用資機材	→	1	高度救命処置用資機材
	2	高度救命処置用資機材	→	2	高度救命処置用資機材
南部出張所	1	高度救命処置用資機材	→	1	高度救命処置用資機材
長久手消防署	1	高度救命処置用資機材	→	1	高度救命処置用資機材
	2	高度救命処置用資機材	→	2	高度救命処置用資機材
合計	13台		→	13台	

将来の人口増及び高齢化率の上昇を鑑み、救急車は現在の配置を継続します。

なお、救急隊員の救急車及び積載品の取扱い技術の汎用化のため、車両メーカー及び搭載する救命用資機材（AED、生体監視モニター等）を統一するとともに、自動心臓マッサージ器の導入を進め、より高度な救急活動を実施するとともに維持管理経費の低廉化を目指します。

### (5) 指揮車・指令車

指揮車は指揮隊が運用する車両で、消防力の整備指針では、消防署に指揮車1台と指揮隊員3名で指揮隊を編成することとなっています。

しかし、当本部の指揮隊は、特別消防隊の1隊を基本とし、広域化前に豊明及び長久手消防署が運用していた指揮車を配置替えすることで車両更新を抑制します。

また、これまで大隊長（署長）用車両として各消防署に、トラックベースの指令車を配置していましたが、軽貨物車ベースに順次更新することで購入費用の低廉化を進めます。

指令車の仕様変更例



指令車（トラックベース）



指令車（軽貨物ベース）

## 車両更新計画

令和元年度から令和10年度

<b>広域化前（3消防本部） の更新計画まとめ</b>	更新台数
	<b>68台</b>

<b>広域化後に整理した 更新計画</b>	更新台数
	<b>52台</b>

年度	車名	内容
令和元年度	タンク車	更新 (I A 救助)
	タンク車	更新 (I A 救助)
	救急車	更新 (旧車 非常用)
	救急車	更新 (旧車 日進2)
	指令車	更新 (ダイナW)
	予防連絡車	更新 (サクシード)
	事務連絡車	更新 (ノア)
	事務連絡車	更新 (ノアHV)
令和2年度	化学車	更新 (化II)
	救急車	更新 (旧車 非常用)
	救急車	更新 (旧車 廃車)
	指令車	更新 (サクシード)
	資機材搬送車	更新 (ダイナW)
	予防連絡車	更新 (サクシード)
	起震車	新規 (3tリフト)
令和3年度	タンク車	更新 (水II)
	タンク車	更新 (水II)
	救助工作車	更新
	救急車	更新 (旧車 日進2)
	救急車	更新 (旧車 非常用)
	予防連絡車	更新 (サクシード)
	事務連絡車	更新 (アルファード)
	事務連絡車	更新 (ムーブ)
令和4年度	タンク車	更新 (I A 救助)
	ポンプ車	更新 (I A)
	救急車	更新
	予防連絡車	更新 (サクシード)
	予防連絡車	更新 (サクシード)
	資機材搬送車	更新 (4t支援)
	事務連絡車	新規 (日進ハイゼット)



年度	車名	内容
令和元年度	タンク車	整備なし
	タンク車	更新 (I A 救助)
	救急車	更新 (旧車 非常用)
	救急車	更新 (旧車 日進2)
	指令車	更新 (ダイナW)
	予防連絡車	更新 (サクシード)
	事務連絡車	更新 (ノア)
	事務連絡車	整備なし
令和2年度	化学車	更新 (化II)
	救急車	更新 (旧車 非常用)
	救急車	更新 (旧車 廃車)
	指令車	整備なし
	指令車 (旧資機材搬送車)	更新 (ハイゼット)
	予防連絡車	更新 (サクシード)
	起震車	整備なし
令和3年度	タンク車	更新 (水II)
	タンク車	整備なし
	救助工作車	更新 (III型)
	救急車	更新 (旧車 日進2)
	救急車	更新 (旧車 非常用)
	予防連絡車	更新 (サクシード)
	事務連絡車	R4更新
	事務連絡車	R4更新
令和4年度	タンク車	更新 (I A)
	ポンプ車	整備なし
	救急車	更新
	予防連絡車	更新 (サクシード)
	事務連絡車	更新 (長久手事務連絡車)
	資機材搬送車	更新 (4t支援)
	事務連絡車	整備なし
	事務連絡車	更新 (消防長事務連絡車)
	事務連絡車	更新 (出納事務連絡車)
	はしご車	更新 (30先屈)

年度	車名	内容
令和5年度	タンク車	更新 (水Ⅱ)
	指揮車	更新 (指揮車)
	水槽車	更新 (10t)
	水槽車	更新 (10t)
	救助工作車	更新 (救工Ⅱ 水)
	救急車	更新 (旧車 非常用)
	はしご車	更新 (30先屈)
	指令車	更新 (プラド)
	指令車	更新 (ダイナW)
	指令車	更新 (ダイナW)
	事務連絡車	更新 (ハイゼット)

令和6年度	タンク車	更新 (IA 救助)
	タンク車	更新 (IA 救助)
	タンク車	更新 (水Ⅱ 西)
	救助工作車	更新
	救急車	更新 (旧車 廃車)
	はしご車	更新 (30先屈)
	はしご車	更新
	事務連絡車	新規 (みよしハイゼット)

令和7年度	タンク車	更新 (IA 救助)
	水槽車	更新 (10t)
	救急車	更新 (旧車 非常用)
	予防連絡車	更新
	事務連絡車	更新 (ハイゼット)
	事務連絡車	新規 (東郷ハイゼット)

令和8年度	水槽車	更新 (10t)
	救急車	更新 (旧車 非常用)
	指令車	更新 (ダイナW)
	指令車	更新 (ダイナW)
	支援車	更新 (4t)
	事務連絡車	更新 (ハイゼット)

令和9年度	救急車	更新 (旧車 非常用)
	はしご車	更新 (30先屈)
	指令車	更新 (指揮車)
	指令車	更新 (サクシード)
	事務連絡車	更新 (プリウス)

令和10年度	指令車	更新 (指揮車)
	資機材搬送車	更新 (4t)



年度	車名	内容
令和5年度	タンク車	更新 (水Ⅱ)
	指揮車	整備なし
	水槽車	更新 (10t)
	水槽車	更新 (10t)
	救助工作車	更新
	救急車	更新 (旧車 非常用)
	はしご車	R4更新
	指令車	整備なし
	指令車	整備なし
	指令車	整備なし
	事務連絡車	整備なし

令和6年度	タンク車	更新 (IA)
	タンク車	更新 (IA)
	タンク車	更新 (IA)
	救助工作車	更新
	救急車	更新 (旧車 廃車)
	はしご車	更新 (高所作業車)
	はしご車	R5更新
	事務連絡車	整備なし

令和7年度	タンク車	更新 (IA)
	水槽車	更新 (10t)
	救急車	更新 (旧車 非常用)
	予防連絡車	更新 (サクシード)
	事務連絡車	更新 (本部事務連絡車)
	事務連絡車	整備なし

令和8年度	水槽車	更新 (10t)
	救急車	更新 (旧車 非常用)
	指令車	更新 (ハイゼット)
	指令車	更新 (ハイゼット)
	支援車	R10更新
	事務連絡車	更新 (豊明事務連絡車)

令和9年度	救急車	更新 (旧車 非常用)
	はしご車	更新 (30先屈)
	指令車	更新 (指揮車)
	指令車	整備なし
	事務連絡車	R11更新

令和10年度	指令車	更新 (指揮車)
	資機材搬送車	更新 (4t)
	支援車	更新 (コンピューター)

## 消防職員の定員について

### 1 消防広域化時の定員適正化に係る取組

#### (1) 広域化協議における合意事項

当組合は、平成30年4月の消防広域化協議により、広域化後の組織の円滑な運営を確保するための基本計画となる「尾三消防組合・豊明市・長久手市広域消防運営計画」を策定し、特に、広域化後の職員配置や車両更新等の重要事項については、第8次消防力整備計画及び関連個別計画が策定されるまでの行動指針として「尾三消防組合・豊明市・長久手市新消防組合基本構想」を定め、広域化当初からの運営体制の確保に努めています。

この基本構想により、令和2年度から当面の間の消防職員総数を332名とすることが合意されています。

#### (2) 消防広域化初年度

職員数の適正化に関して、消防広域化のスケールメリットとして、広域化前年度末に定年退職者等6人が減員するなか、退職補充等を行うことなく現場活動人員を増強配置し、特に、専門性が求められる予防業務や救急業務に係る要員を増員しています。

広域化前後における職員配置状況 (単位：人)

部 門 別	広域化前年度 (平成29年度)	広域化初年度 (平成30年度)	差分
事務部門(総務等要員)	40	28	△12
予防部門(本部・署予防要員)	28	32	4
指令部門(通信員等要員)	19	17	△2
警防部門(指揮・消火・救急・救助要員)	253	257	4
合 計	340	334	△6

備考 広域化前年度(平成29年度)は、広域化前の3消防本部の合算値

#### (3) 消防広域化2年目(平成31年度)

広域化初年度の実績を踏まえ、基本構想に基づく消防サービスの向上と経費節減を最大限見出すことを条件に、基幹となる消防署への副大隊長の配置、救助隊・救急隊の配置・運用を含めた各車両の乗換運用の是正、再任用職員・兼務予防要員の配置を含む予防体制の充実強化を図りました。

令和2年度からの332名体制に向けた、効率的かつ効果的な職員配置のベースとなる配置を実現しました。

**[災害対応事務]**

- 救助工作車・救急車の乗換運用を是正するため、豊明・長久手消防署を46人（1当務15人）とする。
- 救急出動件数の増加や連続出動により、十分な食事時間や休憩時間が取れないケースがある。今後も高齢化の進展に伴い、救急需要が増え続けることが予想されている中、救急隊員の心身の疲労回復、事故の防止等の観点から、適正な労務管理に努める。
- 特別消防隊に調査係を置き、指揮及び調査体制の強化を図る。

<b>特別消防隊</b>		<b>運用車両・人員（1当務）</b>		タンク車は救急隊の乗換運用。
消防署（38人体制）		指揮調査車	4	
署長	1	救助工作車	5	各種災害に対応する乗換運用。 （隊長又は指揮監判断）
再任用職員	1	救急車①	3	
当務員 1係	12	タンク車	乗換	
当務員 2係	12	重機	乗換	
当務員 3係	12	支援車		
<b>合計</b>	<b>38</b>	資機材搬送車		
		赤バイ	<b>12</b>	
<b>日進署</b>		<b>運用車両・人員（1当務）</b>		救急①号車隊及び救急②号車隊の出動件数（活動時間）を平準化する。
消防署（40人体制）		タンク車	5	
署長	1	救急車①	3	はしご車（旧東郷31号車）は救急隊の乗換運用。
当務員 1係	13	救急車②	3	
当務員 2係	13	はしご車	乗換	
当務員 3係	13	水槽車	2	
<b>合計</b>	<b>40</b>	<b>合計</b>	<b>13</b>	
<b>みよし・東郷署</b>		<b>運用車両・人員（1当務）</b>		はしご車は救急隊の乗換運用。 ※東郷署のはしご車は高所救助車（旧豊明32号車）
消防署（31人体制）		タンク車	5	
署長	1	救急車①	3	はしご車は救急隊の乗換運用。 ※東郷署のはしご車は高所救助車（旧豊明32号車）
当務員 1係	10	はしご車	乗換	
当務員 2係	10	水槽車	2	
当務員 3係	10	<b>合計</b>	<b>10</b>	
<b>合計</b>	<b>31</b>			
<b>豊明・長久手署</b>		<b>運用車両・人員（1当務）</b>		救急①号車隊及び救急②号車隊の出動件数（活動時間）を平準化する。
消防署（46人体制）		タンク車	4	
署長	1	救急車①	3	はしご車は救急隊の乗換運用。 救助隊専任化（3人）
当務員 1係	15	救急車②	3	
当務員 2係	15	はしご車	乗換	
当務員 3係	15	救助工作車	5	
<b>合計</b>	<b>46</b>	水槽車		
		<b>合計</b>	<b>15</b>	
<b>出張所</b>		<b>運用車両・人員（1当務）</b>		タンク車と救急車は乗換運用。 原則、救急車出動時は3名乗車。
消防署（13人体制）		タンク車	4	
所長	1	救急車①	4	
当務員 1係	4	<b>合計</b>	<b>4</b>	
当務員 2係	4			
当務員 3係	4			
<b>合計</b>	<b>13</b>			

**[災害予防事務]**

- 予防体制の充実強化を図るため、予防要員に求められる能力の水準を考慮した適正な職員配置（再任用職員、兼務予防要員の配置を含む。）を行う。

予防課	所属	配置人員 (再任用職員)	兼務予防要員（警防）		1日あたりの予防要員	
			総数	1当務あたり	平日	休日
	日進消防署	6 (2)	12	4	10	4
	みよし消防署	6 (2)	12	4	10	4
	東郷消防署	5 (2)	12	4	9	4
	豊明消防署	4 (0)	15	5	9	5
	長久手消防署	4 (0)	15	5	9	5

※全職員出動時の人数

**[人員配置]**

役職・所属	人員	役職・所属	人員	役職・所属	人員
消防長	1	特別消防隊	38	東郷消防署	31
次長(総括)	1	日進消防署	40	(予防課)	5
出納室	2	(予防課)	6	豊明消防署	46
総務課	7	西出張所	13	(予防課)	4
消防課	14	みよし消防署	31	南部出張所	13
予防課	5	(予防課)	6	長久手消防署	46
指令課	19	南出張所	13	(予防課)	4
<b>※再任用職員10人を含む。</b>			<b>合計</b>	<b>345</b>	

2 第8次消防力整備計画における定員適正化の考え方

第8次消防力整備計画では、現在の消防体制について、消防事務の処理状況と将来の消防需要予測をもとに評価し、定員適正化に係る課題の整理等を行っています。

(1) 現有消防力の運用課題

指揮体制の強化	現状の指揮体制は特別消防隊の指揮隊1隊のみのため、災害現場への迅速な出動や複数発災時の対応が困難な状況にある。今後、指揮車の増強・整備を進めていくことが必要である。
車両運用人員の整備	現有車両の一部では、車両の乗り換えや消防隊と救急隊の兼務を行っているため、消防活動の内容や出動件数・頻度の多少を踏まえて、消防活動に支障が無いよう人員整備する必要がある。

(2) 将来消防体制における検討課題

持続可能な組織体制の構築	<p>災害対応事務において、人員を可能な限り一時的な配置換え・運用替えにより部隊編成要員を確保するが、救命士の資格取得を始め、消防学校への入校等専門性を高める各種研修や年次休暇等が重なった場合、適正数での部隊運用ができない状況が都度発生する。</p> <p>また、予防課・総務課配属職員の災害対応要員への配置換えは、一時的であっても予防、総務事務の停滞、時間外の増加など影響を与える。</p> <p>消防本部の現体制は、災害対応事務及び災害予防事務の処理において、一定の消防サービス水準を維持しているが、消防需要が増加する場合は、必要な要員の確保を検討しなければならない。</p> <p>事務局総務課は、構成市町派遣3名と消防本部派遣6名の合計9名で事務執行しているが、所掌事務の処理量に対し要員不足の状況にある。</p> <p>消防本部の災害対応職員の絶対数を確保するためには、市町職員の派遣、事務職員のプロパー採用等が必要である。</p>
--------------	---

## 3 定員適正化の基本的な考え方

第8次消防力整備計画では、今後の消防需要に対しての部隊配置及び運用は、管内人口や高齢者人口の増加傾向から消防需要が増すことが明白であり、各種部隊配置の在り方を検討するうえで、特に救急需要への対応、指揮体制の強化について、部隊運用と併せ十分な検証と検討が必要としています。

更に、災害態様の変化への対応として、より高度化、専門化した消火・救急・救助部隊等の配置を検討することも求めています。

よって、定員適正化の基本的な考え方としては、下表のとおり、計画前期は安定した消防サービスの維持・向上に配慮しつつ、管内職員数 332 名を基本とした効率的な事業運営に努める方針とします。

しかし、消防需要の増加が見込まれる計画中期以降については、災害対応事務及び災害予防事務等の処理状況の検証・評価結果はもとより、将来需要予測に基づく体制の在り方の検討を含め、提供する消防サービスの質、量を維持、向上させるための要員を確保していくことが必要です。

定員適正化年次別方針

(単位：人)

年度 職員数	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
計画期間	前期（フェーズ1）					後期（フェーズ2）				
減員数	4	12	7	11	4	2	5	4	6	3
増員数	5	11	6	11	4	将来体制整備に 必要な要員を確保する				
差 引	+1	-1	-1	0	0					
職員数	335	334	333	333	332					
県派遣	-1	-2	-1	-1	0					
管内職員数	334	332	332	332	332					

- 備考 1 減員数は、前年度末における退職者数である。  
 2 増員数は、前年度に採用事務を行い、当該年度に新規採用する職員数である。  
 3 職員数は、当該年度当初の職員数である。  
 4 県派遣は、県消防学校派遣及び県防災航空隊派遣に係る職員数である。  
 5 管内職員数は、消防本部や消防署所等に配置可能な職員数である。

令和2年度から令和4年度 財政計画書(案)  
 (実施計画計上事業以外の経常経費を算出し、実施計画書(案)に計上された全事業を積み上げて作成。歳入の使用料・財産収入・諸収入は元年度ベースでスライド計上)  
 (単位:千円、%)

歳入

	令和元年度(当初予算)			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	金額	財源内訳		金額	財源内訳		金額	財源内訳		金額	財源内訳	
		構成比	特財		一財	構成比		特財	一財		構成比	特財
1 分担金及び負担金	3,489,232	90.7	3,489,232	3,486,773	95.5	3,486,773	3,567,941	93.1	3,567,941	3,539,351	92.1	3,539,351
2 使用料及び手数料	4,612	0.1	4,585	4,612	0.1	4,585	4,612	0.1	4,585	4,612	0.1	4,585
3 国庫支出金	25,917	0.7	25,917	19,252	0.5	19,252	52,424	1.4	52,424	0	0.0	0
4 県支出金	1,209	0.0	1,209	1,165	0.0	1,165	0	0.0	0	1,165	0.0	1,165
5 財産収入	2,845	0.1	2,844	2,051	0.1	2,050	2,051	0.1	2,050	2,051	0.1	2,050
6 香附金	1	0.0	1	1	0.0	1	1	0.0	1	1	0.0	1
7 繰入金	78,240	2.0	78,240	1	0.0	1	1	0.0	1	1	0.0	1
8 繰越金	1	0.0	1	1	0.0	1	1	0.0	1	1	0.0	1
9 諸収入	46,547	1.2	41,005	53,882	1.5	48,340	46,547	1.2	41,005	46,547	1.2	41,005
# 地方債	198,000	5.1	198,000	85,000	2.3	85,000	159,000	4.1	159,000	249,000	6.5	249,000
合計	3,846,604	100.0	3,755,887	3,652,738	100.0	3,494,395	3,833,743	100.0	3,575,563	3,842,730	100.0	3,546,974

歳出

	令和元年度(当初予算)			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	金額	財源内訳		金額	財源内訳		金額	財源内訳		金額	財源内訳	
		構成比	特財		一財	構成比		特財	一財		構成比	特財
1 人件費	3,008,431	78.2	2,963,662	3,022,175	82.7	2,975,406	3,010,418	78.5	2,965,649	2,982,775	77.6	2,938,006
2 物件費	307,823	8.0	305,794	293,951	8.0	291,966	337,847	8.8	335,862	269,178	7.0	267,193
3 維持補修費	19,372	0.5	19,372	18,656	0.5	18,656	18,000	0.5	18,000	17,972	0.5	17,972
4 扶助費	34,065	0.9	34,065	34,065	0.9	34,065	34,065	0.9	34,065	32,120	0.8	32,120
5 補助費	82,771	2.2	82,771	88,745	2.4	88,745	88,489	2.3	88,489	90,984	2.4	90,984
6 建設費	361,119	9.4	223,918	137,201	3.8	109,588	27,867	0.8	211,425	346,134	9.0	249,001
7 公債費	28,022	0.7	28,022	52,690	1.4	52,690	73,155	1.9	73,155	98,566	2.6	98,566
8 積立金	1	0.0	1	1	0.0	1	1	0.0	1	1	0.0	1
9 予備費	5,000	0.1	5,000	5,000	0.1	5,000	5,000	0.1	5,000	5,000	0.1	5,000
合計	3,846,604	100.0	3,755,887	3,652,738	100.0	3,494,395	3,833,743	100.0	3,575,563	3,842,730	100.0	3,546,974

各市町担当金額

	令和元年度(当初予算)		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	公債費除 基金精算	旧公債費 合計	公債費除 新公債費	旧公債費 合計	公債費除 新公債費	旧公債費 合計	公債費除 新公債費	旧公債費 合計
日進市	3,539,450 △ 78,240	28,022 3,461,210	3,434,083 820,392	34,333 18,357 3,466,773	3,494,786 834,894	54,871 18,284 3,567,941	3,440,785 821,983	86,962 11,604 3,539,351
みよし市	845,564 △ 31,118	11,226 814,446	697,449 9,544	7,354 823,999	7,354 835,948	13,109 7,325 855,327	23,889% 20,309%	23,889% 20,309%
東郷町	546,261 △ 20,420	7,252 525,841	529,999 5,299	4,751 534,750	4,751 540,049	4,732 552,568	15,433% 15,433%	15,433% 15,433%
豊明市	762,939	0 762,939	740,227	7,401 747,627	7,401 747,627	0 765,139	21,553% 21,553%	21,553% 21,553%
長久手市	665,838	0 665,838	646,016	6,459 652,475	6,459 652,475	0 667,758	18,811% 18,811%	18,811% 18,811%

※R2/R3の決算比率による 負担率の場合

R2負担金	3,468,416
上限負担金	3,483,000
差額	-14,584

R3負担金	3,549,657
上限負担金	3,489,000
差額	60,657

※R2/R3の決算比率による 負担率の場合

R4負担金	3,527,747
上限負担金	3,489,000
差額	38,747

※R2/R3の決算比率による 負担率の場合

尾三消防組合消防力整備計画策定要綱

平成20年5月2日  
尾三消防組合要綱第2号

尾三消防組合消防力整備計画策定要綱（平成6年尾三消防組合要綱第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、尾三消防組合消防力整備計画（以下「計画」という。）を策定するため、必要な事項を定めるものとする。

（計画期間）

第2条 計画は、策定する年度の翌年度から10年間とする。

2 管理者は、前項の規定に関わらず、必要に応じて計画の見直しを命ずることができるものとする。

（基本構想）

第3条 管理者は、計画の策定にあたり「基本構想」を示すものとする。

（策定委員会）

第4条 計画を策定するため、尾三消防組合消防力整備計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

2 策定委員会は、尾三消防組合幹部会議設置要綱（平成10年尾三消防本部要綱第5号）第3条に定める者をもって組織し、会議は、事務局長が総括する。

（作業部会）

第5条 計画の原案を策定するため、尾三消防組合消防力整備計画作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

2 作業部会の委員は、総務課長及び消防署の課長又は主幹のうちから事務局長が任命する。

3 事務局長が特に必要と認めるときは、前項に定める者のほか必要な職員を参画させることができるものとする。

4 作業部会は、第3条に定める基本構想を尊重し、適切かつ効率的な計画を策定するため、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 組織に関すること。
- (2) 施設整備に関すること。
- (3) 財政計画に関すること。
- (4) その他必要と認める事項

（作業部会の組織）

第6条 作業部会に委員長を置き、総務課長をもって充て、委員長は会務を総理する。

2 作業部会に副委員長を置き、前条により委員に任命された者のうちから指名す

る者をもって充てる。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

4 作業部会の事務を処理するため、事務局を総務課に置く。

(専門部会)

第7条 作業部会の補助機関として、次の専門部会を置き、その構成は事務局長が指名する。

(1) 人事専門部会

(2) 財務専門部会

(3) 消防専門部会

(4) 救急専門部会

(5) 救助専門部会

(6) 予防専門部会

(7) 指令専門部会

(8) 特別専門部会

2 各専門部会は、作業部会から求められた内容を検討し、単独又は合同で調査検討し、関係資料を作成するものとする。

3 特別専門部会は、特に検討する必要のある事項を指定して、事務局長が指名する。

(原案の審査、調整)

第8条 作業部会は、各専門部会の調査検討資料を参考に計画の原案を策定し、策定委員会に付議しなければならない。

(計画の決定)

第9条 事務局長は、策定委員会で策定した計画をもって、管理者の決定を受けるものとする。

(意見の聴取)

第10条 計画は、必要に応じて組合構成市町関係部局の意見を聴き、策定するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 尾三消防組合・豊明市・長久手市新消防組合基本構想

(消防広域化重点項目に関する協定)

平成29年12月27日

豊明市・日進市・みよし市・長久手市・東郷町

## 策定の主旨

消防の広域化は、大規模火災や同時多発の火災・救急に対応する消防力の強化、組織規模の拡大による警防・予防業務の職員の能力向上や質の向上、スケールメリットを生かした装備、施設の強化や効率化など数多くのメリットがある。

尾三消防組合、豊明市及び長久手市は、盤石な消防組織を構築するために消防を広域化し、尾三地域における住民サービスの向上と消防組織の運営を持続可能なものにしなければならない。

そのため、将来の管内情勢と消防需要の的確な予測のもと、広域化のスケールメリットを生かした消防力の平準化や効率化の観点から、消防力の運用効果とのバランスを取りながら、職員配置並びに消防車両、施設の更新及び維持管理経費の削減を図る必要がある。

これらを踏まえ、中長期的な視点に立ち、地域の実情に見合った新消防組合の総合的な運営を実現していくための羅針盤として本構想を策定する。

なお、本構想に示す内容は、広域化を開始するに当たって特に重要な事項について広域化後の当面の指針をまとめたものであり、構成市町の的確な行政統制のもと、新消防組合として確実に履行していくための協定とするものである。

## 第1 基本構想

### 1 基本構想

新消防組合として消防の責務を十分に果たしていくためには、将来の管内情勢と消防需要の変化に的確に対応しつつ、その運営を持続可能なものにしなければならない。

そのためには、消防といえども、厳格な定員管理と経費の削減が求められる。広域化が単なる組織の肥大化につながらないように、構成市町のカバナンスを強化した上で、将来にわたって消防力の強化並びに定員及び費用抑制に努めていくことを基本構想とする。

参考：総務省消防庁モデル及び類似団体の状況

項目	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	署所数	職員数 (実人員)
消防本部名				
総務省消防庁 管内人口 30 万人モデル ※1	300,000	-	9	358
春日井市消防本部 ※2	311,344	93.0	6	314
大津市消防本部 ※2	342,154	465.0	10	326
草加八潮消防局 ※2	335,008	45.0	6	331
新消防本部 ※3	318,771	129.9	8	335

※1: 平成22年4月21日総務省消防庁発表「消防の広域化を踏まえた消防のあり方検討会報告書」から引用

※2: 各数値は、平成29年4月1日現在。全国消防長会発行「平成29年版消防現勢」から引用

※3: 人口、面積及び署所数の数値は、平成29年4月1日現在の構成市町の合計、職員数(実人員)は、平成30年4月1日時の想定職員数

### 2 本書の位置づけ

本書は、広域化後の新消防組合の消防行政運営を推進する上での短期の基本構想と位置づけ、重点項目については、消防力整備計画及び関連する個別計画が策定されるまでの行動指針とする。

## 第2 基本方針

### 1 基本方針

基本構想に基づき、消防広域化によるスケールメリットを最大限に活用し、いかなる情勢下においても地域住民の負託に応えることのできる盤石な消防組織を構築するため、新消防組合の基本方針を次のとおり定める。

「安全で安心な暮らしを実感できる『まち』から

**「安全で安心な暮らしを実感できる『地域』の実現」**

- ① 住民サービスの更なる向上
- ② 消防を支える組織体制の強化
- ③ 組合運営を支える財政基盤の安定

### 2 重点項目

基本方針の実現に向け、新消防組合が推進する重点項目を以下のとおり示すこととする。

- ① 住民サービスの更なる向上

**【重点項目】**

職員・装備の配置、消防署の管轄区域

- ② 消防を支える組織体制の強化

**【重点項目】**

組織のガバナンス強化

- ③ 組合運営を支える財政基盤の安定

**【重点項目】**

装備・施設の充実強化と効率化

### 第3 基本方針及び重点項目の実行

#### ① 「住民サービスの更なる向上」

地域住民の安全で安心な生活の実現に向け、現場到着時間の短縮、初動・増援体制の強化と火災予防の強化を積極的に進めるため、適正な装備・人員の配置を行い住民サービスの更なる向上を実現する。

#### 【重点項目】 職員・装備の配置

##### 1 広域化後の職員配置

広域化後当面の職員配置は、下表の短期計画を基本とする。

職員数は、広域化前の341人から広域化時に335人とし、既に6人の削減を予定しているが、広域化後3年間で、配置人員の平準化及び効率化を図ることで、合計9人の削減が可能となる。

なお、新たな体制で消防需要に対応する中で、実績や調査等を鑑みながら短期計画を検証し、効率的な人員体制を定めていくものとする。

職員配置短期計画

単位：人

部門	消防本部	広域化前	1年目	～	3年目	備考
事務	事務系職員	88	74		76	火災調査業務の強化
	特別消防隊	32	34		35	指揮隊の強化
警防	日進消防署	31	37		40	救急隊の増隊
	西出張所	13	13		13	
	みよし消防署	31	31		31	
	南出張所	13	13		13	
	東郷消防署	31	31		31	
	豊明消防署	40	40		40	
	南部出張所	13	13		13	
	長久手消防署	49	49		40	配置職員の平準化
	合計	341	335	332		

## 2 署所等の装備の配置

広域化後3年間の消防本部署所における主力車両の配置計画については、下表のとおりとする。

署所主力車両配置計画

単位：台

車両 年次 署所等	救急車			タンク車等			水槽車			はしご車			救助工作車		
	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
特別消防隊	1	1	1										1	1	1
日進消防署	2 (+1)	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1			
西出張所	1	1	1	1	1	1									
みよし消防署	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1			
南出張所	1	1	1	1	1	1									
東郷消防署	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1			
豊明消防署	2	2	2	3	2 (-1)	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
南部出張所	1	1	1	1	1	1									
長久手消防署	2 (-1)	2	2	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合    計	12	12	12	15	14 (-1)	14	5	5	5	5	5	5	3	3	3
説    明	<p>○ ( )内は、前年次との比較を示す。</p> <p>○ 北部地区（日進市、長久手市）の救急需要を踏まえ日進消防署に救急隊1隊を増隊する。（車両は、救急尾三2号車を活用）</p> <p>○ 豊明消防署のタンク車(2次出動車両)を広域化後2年目に1台減ずる。（車両の削減による財政効果）</p>														

## 【重点項目】 消防署の管轄区域

### 1 出動管轄区域と所轄区域

広域化後の消防署の出動管轄区域については、広域化による消防力の運用効果を最大限に発揮することを目的とし、市町境界に捉わられることなく構成市町全域とする。

なお、消防団との連携、その他各市町が所管する事務に関しては、事務上の分担区分として所轄区域を設ける。

#### 出動管轄区域及び所轄区域

消 防 署	出 動 管 轄 区 域	所 轄 区 域 (事務分担区分)
日 進 消 防 署	日進市、みよし市、 東郷町、豊明市、 長久手市の全域	日 進 市
みよし消防署		みよし市
東郷消防署		東郷町
豊明消防署		豊明市
長久手消防署		長久手市

### 2 出動管轄区域の状況

出動については、直近の署所からの出動となるため、市町境界に関係しない。管内は、各署所から一定の距離によって包囲されており、距離（到着時間）から見て管内が均等になるよう分割されている状態となる。

右図は、各署所から半径4kmの同心円で包囲状況を示した。

広域管内全域を包囲しており、円の重なりが多い場所ほど第2着、第3着が短時間で到着できる確率が高い。



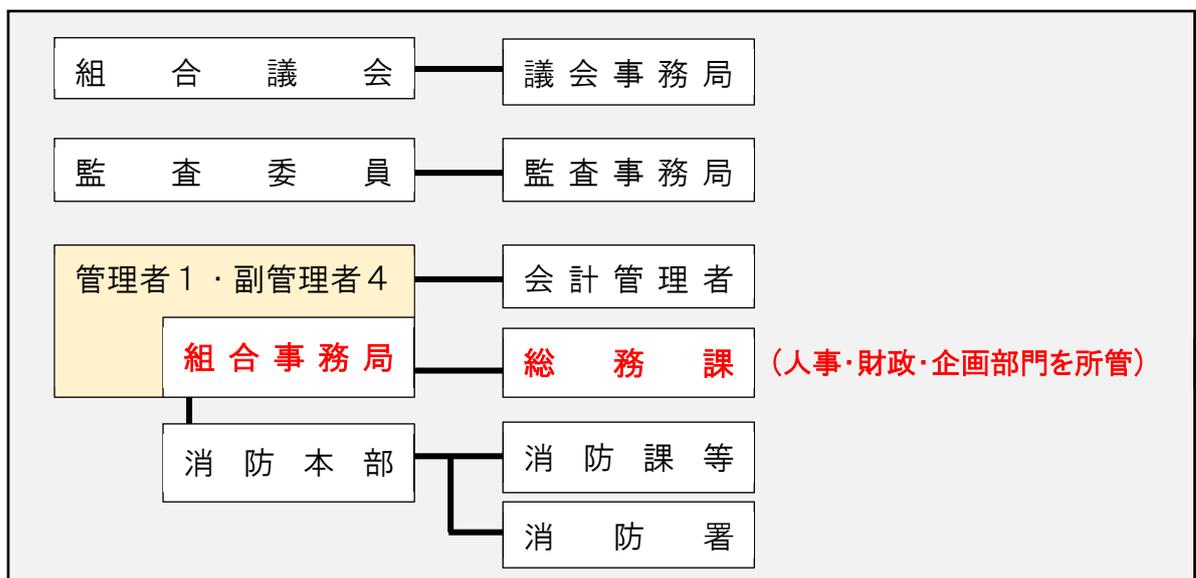
半径4kmでの包囲状況

② 「消防を支える組織体制の強化」

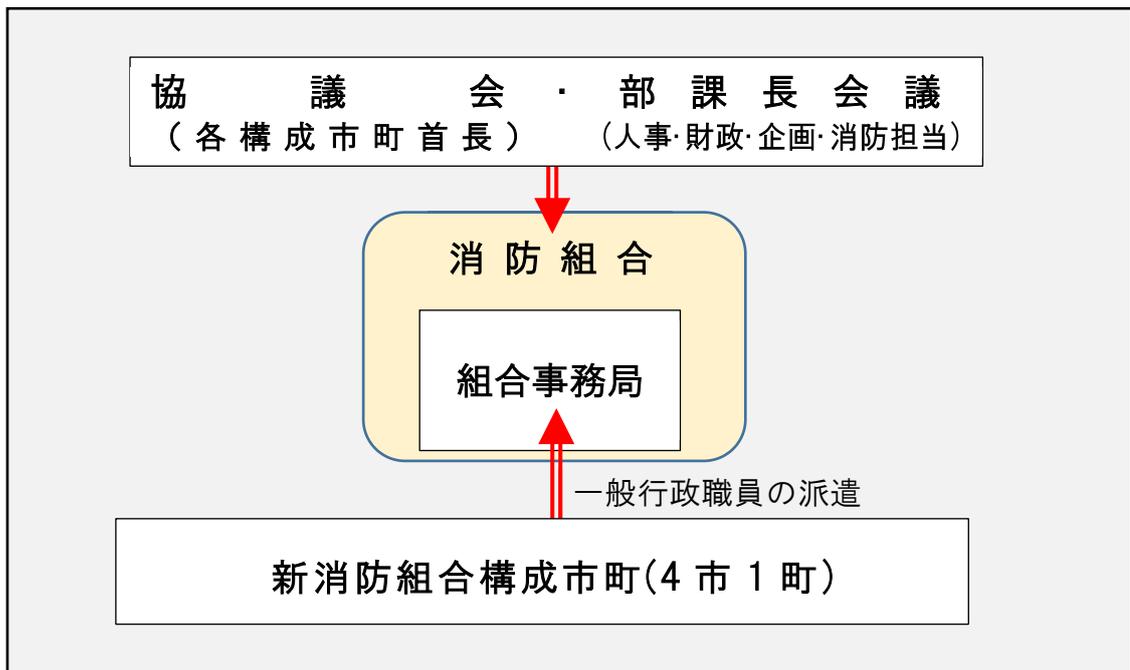
【重点項目】 組織のガバナンス強化

消防組合の運営に関する行政統制機能を十分に果たすため、消防組合に管理者直轄の事務局を設置する。加えて、組合構成市町の職員で構成された会議体を組織し、組合運営に対するガバナンスを確固としたものとする。

組 織 図



組織におけるガバナンス強化のイメージ図



## ③ 「組合運営を支える財政基盤の安定」

新消防組合の運営において、広域化によるスケールメリットを生かした消防力の効率化と消防需要に対する装備の平準化を進めることで、安定した組合運営を実現する。

## 【重点項目】 装備・施設の充実強化と効率化

施設の改築及び改修並びに消防車両、資機材の配備等に関する長期的な計画については、人口推計や社会情勢を見据え、消防需要の変化を予測して広域化後に策定するが、広域化後3年間の主力車両の更新、整備については、表2の内容を基本計画とする。

表1 広域化前の各消防本部の主力車両更新計画

(平成29年度～平成31年度実施計画から抜粋)

		30年度	31年度	32年度(予定)
タンク車	尾三	ポンプ車へ仕様変更 →	43,000千円	
	豊明	68,000千円	63,000千円	
ポンプ車	豊明		36,000千円	
救急車	尾三		32,000千円	
化学車	豊明		75,000千円	
はしご車	尾三	238,000千円		
はしご車 オーバーホール	尾三		39,000千円	
	長久手			
合計		306,000千円	288,000千円	0円

(金額：百万円未満切り上げ)

表2 広域化後の新消防組合の主力車両更新計画

(広域化前実施計画の金額による試算)

		30年度	31年度	32年度(予定)
タンク車	尾三		43,000千円	
	豊明	<del>68,000千円</del> →	68,000千円	
			廃止 <del>63,000千円</del>	
ポンプ車	豊明		<del>36,000千円</del> →	36,000千円
救急車	尾三		32,000千円	
化学車	豊明		<del>75,000千円</del> →	75,000千円
はしご車	尾三	<del>238,000千円</del>		
はしご車 オーバーホール	尾三		39,000千円 39,000千円	
	長久手			
合計		0千円	221,000千円	111,000千円

(金額：百万円未満切り上げ)

表3 車両の更新整備の効率化における財政軽減効果

	30年度	31年度	32年度(予定)
広域化前の実施計画 合計	306,000千円	288,000千円	0円
広域化後の更新計画 合計	0千円	221,000千円	111,000千円
差額	△306,000千円	△67,000千円	111,000千円
	△262,000千円		

3年間の車両更新経費の削減を図る。

第 8 次 策 定  
尾 三 消 防 組 合  
消 防 力 整 備 計 画

令 和 2 年 3 月

編 集 尾 三 消 防 組 合